

## 資料閲覧等要領

## 1. 資料閲覧

応札者は、閲覧を希望する場合、本書付属 1「資料閲覧申込書」に必要事項を記入の上、あらかじめ担当者に連絡をとり、日時等を調整するとともに、必要な指示を受けること。また、これらの関連資料を閲覧して得た情報等は、本調達以外の用途には決して使用しないこととし、閲覧日の前日までに誓約書（本書付属 2 を参考）の電子媒体をメールで提出すること。

（閲覧対象資料）

- ・マイキープラットフォームシステム構成図
- ・これまでの運用保守月次報告書
- ・利用マニュアル

## 【その他規定類】

- ・デジタル庁情報セキュリティポリシー

## 2. 閲覧時間

資料閲覧可能時間は、以下のとおりとする。

- ・資料閲覧可能期間：提案書提出締切日まで
- ・資料閲覧可能時間帯：10 時～17 時（12 時から 13 時を除く。）

## 3. 閲覧場所

資料閲覧可能場所は、以下のとおりとする。

〒102-0094 東京都千代田区大手町 1-3-3 大手町合同庁舎 3 号館 10 階  
デジタル庁執務室

デジタル庁国民向けサービスグループマイキープラットフォーム担当

E-mail：mykeypf●digital.go.jp

※ 送信の際は●を@に変換し送信願います。

電話：03-6891-0915（直通）

E-mail：'mykeypf@digital.go.jp'

資料閲覧申込書

案件名	令和6年度マイキープラットフォームに関する運用保守等の請負	
閲覧希望事業者の 連絡先	事業者名	
	部署	
	担当者名	
	電話	
	e-mail	
閲覧希望の 資料名		
閲覧希望日時	第一希望	
	第二希望	
	第三希望	
閲覧者人数		
閲覧者氏名一覧		

資料閲覧に関する誓約書

令和 年 月 日

デジタル庁

令和6年度マイキープラットフォームに関する運用保守等の請負担当者宛

会社名

代表者名

電話番号

関連資料の閲覧を行うことについて、下記の条件を遵守することを誓約します。

記

1. 閲覧に際しては、筆記用具、メモ帳類以外は持ち込みを行わない。(PC 等を持ち込み、資料を目視して打ち込むことは可とする。写真撮影・データ転送等の行為は禁止)
2. 閲覧して得た情報は、提案書作成のためのみに利用し、いかなる理由においてもその他に利用しない。
3. 閲覧して得た情報は、提案書作成の関係者以外に洩らさない。
4. 閲覧して得た情報は、利用後に破棄すること。
5. 閲覧して得た情報は、開札後においても守秘を継続すること。
6. 閲覧中のデジタル庁職員の立会いに同意する。
7. 本件閲覧は本調達案件の応札を前提としたものである。